

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注					
		登録者数が登録定員を超える場合	又 は	注業者の員数が基準を満たした場合	身体拘束禁止未実施減算	暴力行為防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ()	3,450	単位	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100			
		要支援2 ()	6,902	単位									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ()	3,109	単位									
		要支援2 ()	6,281	単位									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ()	429	単位									
		要支援2 ()	531	単位									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算											
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))											
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)											
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		① 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 100単位を加算) ② 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 200単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)											
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)											
五 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算() (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算() (1月につき 200単位を加算)											
山 サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算)									
		(2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)									
注 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算()		(1月につき +所定単位×102/1,000)									
		(2) 介護職員処遇改善加算()		(1月につき +所定単位×74/1,000)									
		(3) 介護職員処遇改善加算()		(1月につき +所定単位×41/1,000)									
注 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算()		(1月につき +所定単位×15/1,000)									
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算()		(1月につき +所定単位×12/1,000)									
注 介護職員等ベースアップ等 支援加算		(1月につき +所定単位×17/1,000)											
		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計											
注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。													